

近畿日本鉄道株式会社に対する業務監査の実施結果

項 目	主 な 取 組 み 状 況 等	所 見	所見に対する回答
1. 地震などの大規模災害時における旅客の避難誘導・帰宅困難者対応に関する事項 (1) 地震などの大規模災害時における対応体制・訓練等について	・近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）では、大規模災害等が発生した場合に対応するため、異例事態対策本部の設置などを定めた「異例事態対応規程」を定め、これに基づき災害の種類に応じて社員の行動をマニュアル化した「異例事態対応マニュアル」を策定している。災害時における非常参集体制については、当マニュアル上で災害の種類、程度に応じて、部門ごとに出社基準、出社場所等を定めるとともに、社員の安否についても、安否確認システムにより確認を行うなど、迅速に防災対応がとれるよう体制を整備している。 ・利用者の避難誘導については、災害時における対応体制や対応方法を定めるとともに、避難経路図を準備し、迅速に利用者を最寄りの公共避難場所へ誘導できるようにしている。また、運行情報や災害情報等についても、構内放送、駅頭掲示により情報提供をすることとしてい	・近年、東南海・南海地震等を想定した防災意識が高まっている中、鉄道事業者に求められている役割は重要である。既に対策がとられているものについては、今後とも実効性を持つよう教育・訓練等を通じて現場に浸透させていくことが重要であり、利用者の安全確保の観点から、常日頃から万全な態勢を整えておく必要がある。	・大規模災害に対して、お客様の安全確保を最優先とした実効性のある態勢を確保すべく、今後も教育・訓練を通じて現場に浸透を図ってまいります。

(2) 帰宅困難者対応について	る。 ・また、近鉄においては、津波の危険がある区間があることから、津波浸水予測図を作成し、大津波・津波警報時における誘導方法、誘導先を定めている。 ・平成25年度における避難誘導訓練については、全社合同訓練をはじめ駅、列車区における訓練を計91回実施したほか、自治体、警察、消防等と連携した合同訓練を25回実施している。 ・近鉄においては、現在、「京都駅周辺地域都市再生緊急整備協議会、都市再生安全確保計画部会」、「名古屋駅周辺・伏見・栄地域都市再生緊急整備協議会、名古屋駅周辺地区安全確保計画部会」や大阪市が主催する「帰宅困難者対策ワーキンググループ」に参加し、帰宅困難者対策の議論を進めているところである。 ・こうした協議会等における議論を踏まえて、今後、「異例事態対応マニュアル」への帰宅困難者対策の追加や法定協議会の要請に基づいて必要な検討を進めていく予定とのことであるが、既に京都駅においては、京都市との協定に基づき、一時待機スペースを確保するとともに、来年度以降、京都市が準備する飲	・帰宅困難者対策については、平成24年9月に、内閣府及び東京都が共催し、総務省、国土交通省、首都圏の地方自治体や放送・通信・輸送等関連事業者が参加する「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」において最終報告がとりまとめられ、大規模災害時における帰宅困難者発生により生じる社会的混乱を防止するため、 ・「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」(大規模な集客施設や駅等の事業者が利用者保護を適切に行うための参考となる手順等を示したもの) ・「駅前滞留者対策ガイドライン」(駅周辺の事業者や学校等からなる駅前滞留者対策協議会を設置しようとする地方公	
------------------------	---	--	--

	料水等の備蓄品を駅に配備する方向で調整を進めている。また、名古屋駅においても、協議会の議論を踏まえて、一時待機スペースを確保したところである。 ・さらに、南海トラフを想定した全社的な訓練を通じて、帰宅困難者対策に関する課題の整理・抽出を行っており、一部の駅では、スペースの確保が困難な場合においても、怪我人等の要援護者に対しては、駅長の判断により、改札内等の安全な場所へ誘導し対応することとしているほか、リテール部門の物資の活用や駅滞留者の収容を目的とした列車ホテルの活用も視野に入れながら、今後の対策について検討を進めているところである。こうした取組は、今後の帰宅困難者対策の取組みにつながるものと期待されるところである。	共団体において、地域の行動ルールに基づき混乱を防止する共助の取組を円滑に実施する際の参考となる手順等の具体的な内容を示したもの） などが策定された。 ・この最終報告を踏まえ、鉄道局からは、鉄道事業者自ら取り組むことが可能な事項については、引き続き積極的・計画的に行うよう要請しているところである。 ・大規模災害時においては、大量の帰宅困難者の発生が想定されるところ、鉄道事業者単独での対策には限界があることから、地方公共団体、民間事業者等、多様な関係者が連携し、官民の適切な役割分担の下、対策を進めることが重要であり、鉄道事業者においてもその役割を果たしていくことが必要である。 ・引き続き、現在、参加している協議会やワーキンググループにおける議論を踏まえながら、帰宅困難者対策を進めるとともに、鉄道駅の公共性を踏まえて、一時待機スペースの検証や飲料水等の備蓄品の確保など、自ら取り組むことが可能な事柄については積極的に実施していく必要がある。	・帰宅困難者対策については、引き続き、現在参加している協議会やワーキンググループでの議論、および「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」「駅前滞留者対策ガイドライン」を踏まえ、鉄道事業者として取り組むことが可能な事項について積極的、計画的に取り組んでまいります。
--	---	--	---